

令和4年度高知県生活福祉資金特例貸付償還支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症及びコロナ禍における物価高騰等の影響により、厳しい経済状況や就労環境におかれた本県の生活困窮者に対し、自立の促進を図るため、生活福祉資金特例貸付の償還に伴う負担を軽減するための新たな給付を行うこととし、高知県生活福祉資金特例貸付償還支援金支給事業（以下「本事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 緊急小口資金

「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について（令和2年3月11日付け社援発0311第8号厚生労働省・社会援護局長通知）（以下「厚生労働省社会・援護局長通知」という。）」2（2）に基づき実施する貸付金をいう。

(2) 総合支援資金（初回貸付）

厚生労働省社会・援護局長通知2（1）に基づき実施する貸付金で、同通知2（1）②に定める貸付期間のうち、最初の3月以内の貸付けをいう。

(3) 自立支援金

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について」（令和3年6月11日付け社援発0611第7号厚生労働省社会・援護局長通知）第1に規定する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金をいう。

(支給対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 高知県社会福祉協議会から緊急小口資金又は総合支援資金（初回貸付け）を借り入れていること。

(2) 厚生労働省社会・援護局長通知4（1）の規定による償還免除の対象となっていないこと。

(3) 高知県又は県内各市において支給決定された自立支援金を受給していること。

(4) 生活福祉資金特例貸付償還支援金（以下「償還支援金」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び世帯主について、令和4年4月から同年12月までの期間において、連続する2月の所得が住民税非課税世帯相当であ

ること。

(支給金額及び支給対象償還期間)

第4条 県は、支給対象者に対し、次の各号に掲げる貸付金の種別に応じて当該各号に定める金額を償還支援金として支給する。

(1) 緊急小口資金

緊急小口資金の借入額に24分の1を乗じて得た金額(10円未満切り捨て)に12を乗じて得た金額

(2) 総合支援資金(初回貸付け)

総合支援資金の借入額に120分の1を乗じて得た金額(10円未満切り捨て)に12を乗じて得た金額

2 償還支援金の支給対象となる償還期間は、償還開始月から12月分とする。ただし、令和5年に償還が開始される貸付金に限る。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 償還支援金に係る申請受付開始日は、令和4年10月20日とする。

2 償還支援金に係る申請期限は、令和5年1月31日とする。

(支給申請)

第6条 申請者は、生活福祉資金特例貸付償還支援金支給申請書(別記様式第1号)(以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類の写し(運転免許証、個人番号カード、健康保険証等、本人確認を行うことができる書類のいずれかの写し)

(2) 自立支援金支給決定通知書の写し等、自立支援金を受給していることを確認することができる書類

(3) 申請者及び世帯主の給与明細等、判断基準となる月(令和4年4月から同年12月までの期間において、連続する2月)の収入を確認することができる書類。ただし、自営業者等、給与明細が発出されない者については、収支状況表(別記様式第2号)を作成の上、添付すること。

(4) 世帯員全員分の住民票

2 知事は、申請書が提出された場合は、前項各号の添付書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給対象者に該当しない場合を除き、申請書を受け付ける。この場合において、同項各号の添付書類に不足があるときは、知事は、申請者に対し必要書類の追加提出を求めるものとする。

(審査及び支給決定等)

第7条 知事は、申請者から提出された申請書及び添付書類に基づき、支給の可否を審査するものとする。

2 知事は、前項の審査を行い、償還支援金の支給を決定した場合は生活福祉資金特例貸付償還支援金支給決定通知書(別記様式第3号)を、償還支援金の不支給を決定した場合は不支給の理由を明記して生活福祉資金特例貸付償還支援金不支給通知書(別記様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により償還支援金の支給を決定した場合は、生活福祉資金特例貸付償還支援金支給決定者報告書(別記様式第5号)により、支給決定額等を貸付金の債権者である高知県社会福祉協議会へ通知するものとする。

(支給方法)

第8条 償還支援金の支給は、高知県が申請者に代わり、高知県社会福祉協議会へ支払うことにより支給することとする。

(支給の中止)

第9条 知事は、償還支援金の支給を決定した者(以下「受給者」という。)が次のいずれかの事由に該当する場合は、支給を中止するものとする。

(1) 支給決定後、受給者が第3条の規定に該当していないことが判明した場合

(2) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合

(3) 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合

(4) 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員等(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。)と判明した場合

(5) 受給者が生活保護費を受給した場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じたとき。

2 知事は、前項の規定により償還支援金の支給を中止した場合には、生活福祉資金特例貸付償還支援金支給中止通知書(別記様式第6号)を当該受給者に交付するものとする。

(不当利得の返還等)

第10条 知事は、偽りその他不正の手段により償還支援金の支給を受けた者に対し、支給を行った償還支援金の返還を求めるものとする。

2 受給者は、前項により償還支援金の返還を求められたときは、償還支援金の受領の日（第8条により高知県社会福祉協議会へ償還支援金が支払われた日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還を求められた償還支援金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

また、返還金及び加算金が納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 償還支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（関係機関との連携等）

第12条 県は、償還支援金の支給決定及び支給のために特に必要があると認めるときは、申請書で取得している同意の範囲内で、高知県社会福祉協議会及び官公署その他関係機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。

生活福祉資金特例貸付償還支援金支給申請書

フリガナ			
①氏名			
②住所	〒		
③生年月日	昭和・平成	年	月 日 満()歳
④電話番号		⑤性別	男・女

申立事項	⑥貸付金の種別（貸付金によって償還開始月が異なる場合は別葉で申請すること）		
	<input type="checkbox"/> 緊急小口資金	借入金額：	円
	<input type="checkbox"/> 総合支援資金（初回貸付）	借入金額：	円
	⑦償還開始月（生活福祉資金貸付決定通知書に記載された据置期間の翌月を記載）		
	償還開始月	令和	年 月
	⑧世帯人数（申請者を含めた世帯の人数を記載）		
	世帯人員		人
	⑨収入（令和4年4月から12月までの期間において、連続する2月の収入を各月毎に記載）		
	申請者	令和4年 月分	円
		令和4年 月分	円
世帯主	令和4年 月分	円	
	令和4年 月分	円	
※社会保険料等を引く前の収入を記載。年金、児童手当等、雇用保険の失業等給付など各種手当も合算する。			
⑩確認事項（全ての項目にチェックがついていること）			
<input type="checkbox"/> 償還支援金の申請者と、貸付金の借受人は同一である。			
<input type="checkbox"/> 国償還免除の対象ではない。			
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給している。			
⑪添付書類（全ての項目にチェックがついていること）			
<input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード(表面のみ)等）			
<input type="checkbox"/> 自立支援金を受給していることが確認できる書類（自立支援金支給決定通知書の写し等）			
<input type="checkbox"/> ⑨の収入が確認できる書類（申請者及び世帯主の給与明細、収支状況表（別記様式第2号）等）			
<input type="checkbox"/> 世帯全員分の住民票（※個人番号の記載がないもの）			

上記の申立事項に相違なく、高知県生活福祉資金特例貸付償還支援金支給事業実施要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により、必要書類を添えて償還支援金の支給を申請します。

私の個人情報、償還支援金の支給決定及び支給のために必要となる範囲で、高知県社会福祉協議会及び官公署その他関係機関との間で相互利用されることについて了承します。

また、欄外に記載された注意事項について、同意します。

令和 年 月 日

高知県知事様

申請者氏名

(注 意 事 項)

- 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって償還支援金を受けたときは、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 要綱第8条に基づき、償還支援金は、高知県が申請者に代わり、高知県社会福祉協議会へ支払うことにより支給するものであり、県から申請者に支給するものではありません。
(民法第474条に定める第三者弁済)

収支状況表

令和 年 月 分

収入	営業収入（月間売上）	円
	その他収入（ ）	円
	その他収入（ ）	円
	その他収入（ ）	円
	その他収入（ ）	円
	その他収入（ ）	円
	その他収入（ ）	円
	その他収入（ ）	円
	収入合計	円
支出（仕入含む）	仕入	円
	給料賃金（外注工賃含む）	円
	地代・家賃	円
	水光熱費	円
	旅費・交通費	円
	通信費	円
	社会保険料	円
	雑費	円
	その他支出（ ）	円
	その他支出（ ）	円
	その他支出（ ）	円
	その他支出（ ）	円
	その他支出（ ）	円
その他支出（ ）	円	
支出合計	円	
事業収入（収入合計 - 支出合計）		円

本表の内容について相違ありません。

令和 年 月 日

(氏名) _____

(申請者との続柄) _____

第 号
令和 年 月 日

様

高知県知事 濱田 省司

生活福祉資金特例貸付償還支援金支給決定通知書

令和 年 月 日付で、貴方より申請された生活福祉資金特例貸付償還支援金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支援対象となる貸付金の種別

2 支援対象となる償還期間

令和 年 月分から 月分まで

3 支給額 円

(内訳)

緊急小口資金 円

総合支援資金(初回貸付) 円

4 支給方法

要綱第8条に基づき、高知県が申請者に代わり高知県社会福祉協議会へ支払うことにより支給。

(別記様式第4号)

第 号
令和 年 月 日

様

高知県知事 濱田 省司

生活福祉資金特例貸付償還支援金不支給通知書

令和 年 月 日付で、貴方より申請された生活福祉資金特例貸付償還支援金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

- 1 対象となる貸付金の種別
- 2 不支給の理由

(別記様式第5号)

第 号
令和 年 月 日

高知県社会福祉協議会長 様

高知県知事 濱田 省司

生活福祉資金特例貸付償還支援金支給決定者報告書（令和 年 月分）

標記の件について、下記のとおり支給を決定しましたので報告します。

記

1 支給決定者

別添「支給決定者一覧表」のとおり

(別記様式第6号)

第 号
令和 年 月 日

様

高知県知事 濱田 省司

生活福祉資金特例貸付償還支援金支給中止通知書

令和 年 月 日付で、貴方より申請された生活福祉資金特例貸付償還支援金について、下記の理由により支給中止となりましたので通知します。

記

- 1 対象となる貸付金の種別
- 2 支給中止の理由